

建築基準法第 51 条ただし書における産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の
位置の指定に関する許可基準

令和 8 年 10 月 1 日 施行

建築基準法第 51 条ただし書に規定する許可を要する産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物
処理施設は、以下の基準に適合しなければならない。

1. 計画敷地の立地が適正な位置に計画されていること
 - ・工業地域、工業専用地域又は市長が適切であると認める敷地に計画されていること
 - ・上記地域等のうち、臨港地区、地区計画等が定められた地域に計画する場合は、各地区の規定に適合していること
 - ・不特定の者が利用する公共施設、病院、診療所、学校、福祉施設等（以下「公共施設等」という）及び住居系用途地域に隣接して計画されていないこと
2. 騒音・振動等の公害要因が周辺の環境に悪影響を与えないこと
 - ・発生する騒音、振動、大気質、悪臭、水質について関係法令の規制に適合していること
3. 周辺の道路・交通計画に影響を与えないこと
 - ・交通計画について、道路管理者及び警察との協議が終了していること
 - ・小中学校の通学時間帯（7 時 30 分～8 時 30 分）に配慮した計画であること
4. 周辺住民への理解が得られていること
 - ・周辺住民等へ以下の説明をしたうえで計画に対する理解が得られていること
 - ⇒ ・事業計画、周辺への影響（稼働時間、騒音、振動、悪臭等）についての説明
 - ・廃棄物の搬入車両の経路、車両、時間帯等についての説明

※周辺住民等

- ア：計画敷地の境界線から水平距離 10m 以内及び建築物の外壁から当該建築物の高さの 2 倍の範囲内にある土地の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という）
- イ：搬出入車両の通行に係る道路のうち、計画敷地から整備済みの幹線道路（国道、県道又は幅員 15m 以上の都市計画道路）に至るまでの道路に接する敷地の土地所有者等
- ウ：計画敷地からおよそ 100m 範囲内の公共施設等の土地所有者等
- エ：計画敷地が該当する中学校学区内の中学校及び小学校
- オ：上記ア及びイに該当する敷地が所属する自治会、商店街、工業会等の団体及び連合町内会
- カ：その他、市長が必要と認めたもの

※具体的な説明方法

ア、イ、ウ：事業者が個別に訪問して説明

エ：事業者が直接学校へ説明

オ：事業者が各団体の長に説明のうえ、各団体の要望に沿った対応
(説明会の開催、資料の回覧や掲示 等) を行うこと

5. 関係各課との協議が終了していること

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の手続きが概ね終了していること

例) ・産業(一般)廃棄物処理施設設置許可申請

⇒廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続き

- ・生活環境影響調査実施結果報告書、関係者周知報告書(事前審査)

⇒廃棄物処理施設設置等許可事務取扱要領に基づく手続き

- ・騒音規制法、振動規制法等の手続きが概ね終了していること

例) ・特定施設の届出

⇒騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、

水質汚濁防止法に基づく手続き

- ・指定事業所の設置許可

⇒神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく手続き

- ・土地利用調整関連条例に関する手続きの担当課との協議が概ね終了していること

例) ・土地利用基本条例、適正な土地利用の調整に関する条例、

特定建築等行為条例、都市計画法第29条許可、第32条協議 等

- ・景観審議会 等

- ・下水道供用区域の場合は、下水道への排水について上下水道局との協議が完了していること

- ・搬出入車両において大型車両の通行を計画している場合、計画敷地前面道路等の道路管理者及び警察との協議が完了していること

6. 災害及び周辺の緑地の保全又は整備に配慮した計画となっていること

7. 本計画が将来都市構造に適合することについて都市計画課が確認していること

8. その他、都市計画上支障がないと認めるために市長が求めるものに対する対策等を講じていること